

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成29年12月20日（平成29年（行情）諮問第490号）

答申日：平成30年5月14日（平成30年度（行情）答申第51号）

事件名：特定法人が金融取引業の登録申請の際に提出した概要書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月4日付け金監第3413号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分のうち法5条2号イに該当することを理由に不開示とされた部分の全部開示を求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、次のとおりである。

（1）本件決定の不開示の理由

原処分の行政文書開示決定通知書（以下「本件通知書」という。）の「不開示とした部分とその理由」には「別紙のとおり」と記載されており、本件通知書の別紙（以下「本件別紙」という。）には法5条1号又は同条2号イに該当することを理由として、対象文書の各部分を不開示としている。

（2）法5条2号イ該当性について

ア 本件決定は、本件別紙にあるとおり、「第二種金融商品取引業の概要書」のNo. 1ないしNo. 111（No. 23ないしNo. 25及びNo. 85ないしNo. 90を除く。）及び「金融商品取引業に係る業務方法書」のNo. 1ないしNo. 13の部分について、法5条2号イに該当することを理由として不開示としている。

イ 法5条2号イ該当性について、最高裁平成23年10月14日判決は同号イが原則開示義務の例外であることに鑑みれば、同号イに該当するためには開示請求に係る行政文書を公にすることによって法人等

の権利，競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められることが必要であるとしている。

そして，東京地方裁判所平成28年1月14日判決は，上記の判例のいう蓋然性の有無については，開示請求に係る行政文書の外形的事実等（いかなる法人等のどのような種類の情報が記録されているかなど）を前提として，当該法人等の性格や権利利益の内容・性質等に応じ，当該権利利益を保護する必要性，当該法人等の行政との関係等を総合考慮して判断すべきと解されるとしている。

ウ（ア）これを本件についてみると，本件決定の対象文書は特定法人が平成20年に第二種金融商品取引業者としての登録申請を行った際に財務省特定財務局へ提出した「第二種金融商品取引業の概要書」及び「金融商品取引業に係る業務方法書」である。

そして，特定法人は金融商品取引法（以下「金商法」という。）に違反している疑いがあることで特定財務局から検査を受け，その結果として金商法違反の事実が確認されたため特定年月日A付で金融商品取引業者としての登録を取り消される行政処分を受けており，その違反事実や特定法人の資金移動の概要等について特定財務局から公表された。さらに，特定年月Bから翌月にかけてマスコミ各社によりその違反の事実や会社のファンドの状況等が詳細に報道されて特定法人に関するこれらの事実は公知のものとなった。

（イ）また，特定法人は特定年月Bに第二種金融商品取引業者としての登録を取り消されて以来，現在に至るまでその財政状況は破綻しており，何らの業務も行われておらず，今後も業務を行われる可能性は皆無に等しい状態にある（現実にも特定国Aにおいて特定国Aの証券取引を監督・監視する機関が原告となって特定法人を被告とする民事訴訟を提訴しており，同民事訴訟においてレシーバーが選任されて同レシーバーにより特定法人の財産を全て換価して被害者へ金銭を分配する手続きが進められているため，特定法人が今後業務を行う可能性は皆無といえる。）

（ウ）以上のことに鑑みれば，特定法人が販売していた金融商品の内容，特定法人のファンドの状況，特定法人特定国A本社及び日本支社の取締役ないし支店長等の主要な従業員は既に公知のこととされているため，これらの情報が公開されることにより特定法人の権利や競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められるとはいえない。

（エ）また，特定法人が今後業務を行う可能性が皆無であり，さらに，今後日本において第二種金融商品取引業者として業務をすることができない以上，特定法人が第二種金融商品取引業者としての登録申

請をするために記載した「第二種金融商品取引業の概要書」及び「金融商品取引業に係る業務方法書」の内容が公にされたとしても、特定法人の権利や競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められるとはいえない。

(オ) 以上により、本件決定により不開示とされている部分のうち、法5条2号イを理由として不開示とされている部分を不開示とした本件決定は違法というべきである。

3 結論

以上から、本件決定において法5条2号イに該当することを理由に不開示とされた部分については、開示されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が特定財務局長に対して行った平成28年11月28日付け行政文書開示請求（同月29日受付。以下「本件開示請求」という。なお、本件開示請求は、法12条1項に基づき、同年12月20日付けで処分庁に移送された。）に関し、処分庁が、平成29年1月4日付け行政文書開示決定通知書（金監第3413号）において原処分については、以下のとおり、これを維持すべきものと思料する。

1 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書（以下「本件請求文書」という。）は、次のとおりである。

特定法人が平成20年に第二種金融商品取引業者としての登録申請を行った際に提出した「第二種金融商品取引業の概要書」および「金融商品取引業に係る業務方法書」

2 原処分について

(1) 処分庁は、本件請求文書に該当するものとして本件対象文書を特定した上で、法9条1項の規定に基づき、その一部のみ開示する旨の決定を行った。

(2) 原処分が、本件対象文書の一部を不開示とした理由は、以下のとおりである。

ア 文書1について

(ア) 当該文書には、法人が当局に対し任意に報告したメールアドレス等が記載されている。これを公にした場合、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示とした。

(イ) 当該文書には、慣行として公になっていない代理人の法人名等が記載されている。これらを公にした場合、当該法人と金融商品取引業者との関係について誤解を招き、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに

該当し、不開示とした。

(ウ) 当該文書には、法人が当局に対して任意に報告した当該法人の概要等が記載されている。これを公にした場合、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示とした。

(エ) 当該文書には、法人が当局に対し任意に報告した当該法人の業務運営に関する情報等が記載されている。これを公にした場合、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示とした。

(オ) 当該文書には、法人が当局に対し任意に報告した当該法人の業務の内容・方法等に関する情報が記載されている。これを公にした場合、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示とした。

(カ) 当該文書には、法人が当局に対し任意に報告した当該法人の組織等、内部管理体制に関する情報が記載されている。これを公にした場合、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示とした。

(キ) 当該文書には、法人が当局に対し任意に報告した当該法人の事業内容やファンド組成状況等に関する情報が記載されている。これを公にした場合、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示とした。

(ク) 当該文書には、法人が当局に対し任意に報告した慣行として公となっていない個人の経歴等が記載されている。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、法5条1号に該当し、不開示とした。

イ 文書2について

当該文書には、法人の組織・経営方針に関する情報等が記載されている。これらの情報は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、不開示とされた部分のうち、法5条2号イに該当することを理由に不開示とされた部分の全部開示を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求書によれば、要旨、以下のとおりである。

本件対象文書は、特定法人が平成20年に第二種金融商品取引業者と

しての登録申請を行った際に特定財務局へ提出した「第二種金融商品取引業の概要書」及び「金融商品取引業に係る業務方法書」である。

そして、特定法人は金商法に違反している疑いがあることで特定財務局から検査を受け、その結果として金商法違反の事実が確認されたため特定年月日A付けで金融商品取引業としての登録を取り消される処分を受けており、その違反事実や特定法人の資金移動の概要等について特定財務局から公表された。さらに、特定年月Bから翌月にかけてマスコミ各社によりその違反の事実や会社のファンドの状況等が詳細に報道されて特定法人に関するこれらの事実は公知のものとなった。

また、特定法人は特定年月Bに第二種金融商品取引業者としての登録を取り消されて以来、現在に至るまでその財務状況は破綻しており、何らの業務も行われておらず、今後も業務を行われる可能性は皆無に等しい状態にある。

以上に鑑みれば、特定法人が販売していた金融商品の内容、特定法人のファンドの状況、特定法人特定国A本社及び日本支社の取締役ないし支店長等の主要な従業員は既に公知の事実とされているため、これらの情報が公開されることにより、特定法人の権利や競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められるとはいえない。

また、特定法人が今後業務を行う可能性が皆無であり、さらに、今後日本において第二種金融商品取引業者として業務をすることができない以上、特定法人が第二種金融商品取引業者としての登録申請をするために記載した本件対象文書の内容が公にされたとしても、特定法人の権利や競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められるとはいえない。

以上により、不開示とされている部分のうち、法5条2号イを理由として不開示とした原処分は違法というべきである。

4 原処分の妥当性について

(1) 本件文書2について

ア 審査請求人は、法5条2号イに該当するとして不開示とした部分について不服を申し立てていることから、以下、この点につき検討する。

(ア) 金融商品取引業は、財務局長等の登録を受けた者でなければ、行うことができず（金商法29条1項）、登録を受けようとする者は、登録申請書を財務局長等に提出しなければならない（金商法29条の2第1項前段、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）5条）。

登録申請書の記載事項は、登録年月日・登録番号とともに金融商品取引業者登録簿へ登録され、公衆の縦覧に供される（金商法29条の3）。このため、登録申請書には、投資者が金融商品取引業者

の概要を的確に把握できるよう、登録申請者を特定するための基礎的な情報や、役職員に係る情報、その行おうとする業務の種別等を記載する（金商法29条の2第1項、金商業等府令7条）。そして、登録申請書には、登録申請者が登録拒否要件に該当しないことや申請事項の正確性等を確保するため、法定の書面を添付しなければならない（金商法29条の2第2項各号、金商業等府令8条ないし10条）。

業務方法書は、誓約書や人的構成書面等とならび、当該添付書類の一つであるが、これらは、公衆の縦覧に供されることはない（金商法29条の3第1項1号、2項参照）。

本件文書2は、上記のとおり、公衆の縦覧に供されておらず、本件不開示部分に記載されている特定法人の業務運営に関する基本原則、業として行う金融商品取引行為の種類、取り扱う有価証券の種類等、業務執行及び業務分掌の方法並びに苦情の解決のための体制なども、それぞれ公になっていない。

(イ) 本件不開示部分には、金融商品取引業者の業務運営に関する基本原則、業として行う金融商品取引行為の種類、取り扱う有価証券の種類等、業務執行及び業務分掌の方法並びに苦情の解決のための体制等当該金融商品取引業者の組織・経営方針に係る重要事項が記載されており、これらが公にされた場合、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは明らかである。

なお、特定法人は、特定年月Bに第二種金融商品取引業者としての登録を取り消されている。

この点、平成26年3月3日平成25年度（行情）答申第412号は、法人が破産手続開始決定を受けた場合であっても、破産手続が終了するまでは法人格は存続し、破産管財人がこれらの管財業務にあたり（破産法78条）、また、破産管財人は裁判所の許可を得て破産会社の業務を継続することができる（同法36条）から、ただちに当該法人の正当な利益を害するおそれがないとはいえないとしている。

本件でも、特定法人の法人格が消滅したとは確認できない以上、特定法人の登録取消をもってただちに特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないとはいえない。

(ウ) 以上より、本件文書2の不開示部分について、法5条2号イに該当するとして不開示とした原処分判断は妥当である。

イ なお、本件文書2の不開示部分は、下記のとおり、法5条6号柱書きにも該当する。

(ア) 法5条6号の趣旨は、行政機関が行う全ての事務又は事業は、法

律に基づき公益に適合するように行われなければならないため、開示することによりその事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報は、不開示とする合理的な理由が認められるという点にあるところ、同号は、国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある事務又は事業の情報を全て列挙することは技術的に困難であるため、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものをイからホまで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、柱書きにおいて「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものである。

上記趣旨及び構造に照らすと、同号柱書きにいう「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは、当該事務又は事業の根拠となる法令の規定の文言及び趣旨、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合をいうものと解すべきである。そして、同号の上記趣旨からは、当該事務又は事業が反復されるような性質のものである場合に、当該情報の開示によって将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障があるときも、同号にいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と解すべきことは明らかである（大阪地方裁判所判決平成19年6月29日判例タイムズ1260号186頁）。

- (イ) 一般に、法令に基づく書面を監督当局に提出する金融商品取引業者（金融商品取引業者になろうとする者を含む。以下同じ。）は、公衆の縦覧に供されることが法律に規定されている場合は別として、当該書面に記載した情報について、あくまで監督当局にのみ開示されるものであり、一般に公表されることはないことを当然の前提として、積極的な情報提供を行っている。金融商品取引業者においては、自らが考案・構築していく企業秘密・ノウハウというべき業務プロセス、業務運営体制、組織体制、経営管理態勢、内部管理態勢等について、詳細が漏洩されたりするようなことがないという信頼があるからこそ、そうした積極的な情報提供ができるのであって、監督当局においても、金融商品取引業者からの積極的な情報提供を受けられるからこそ、金融商品取引業者に対する監督を実効的に行うことが可能となっている。この点、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針においても、「金融商品取引業者等の監督

に当たっては、金融商品取引業者等の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、監督当局においては、金融商品取引業者等からの報告だけではなく、日頃から十分な意思疎通を図ることを通じて積極的に情報収集する必要がある。具体的には、金融商品取引業者等との定期的な意見交換等を通じて、金融商品取引業者等との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。」（同監督指針1-1-2（2））とされている。

このように、監督当局においては、金融商品取引業者との信頼関係を保ちつつ、十分な意思疎通を行うことによって、金融商品取引業者の業務運営の状況や問題点、業務改善状況を把握することが期待されており、かつ、そのような対応が取られて初めて金融商品取引業者に対する監督事務を実効的に行うことが可能となるところ、金融商品取引業者から提出された業務方法書に記載された情報を公にすれば、以後、他の金融商品取引業者が業務方法書やその他の提出書面の記載に当たって非協力的ないし消極的な態度を取るおそれがあり、ひいては、金融商品取引業者の実態把握を行うことを困難にするなど、金融商品取引業に対する監督事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

この点、本件文書2は、特定法人が、金融商品取引業者の登録申請時に提出すべき事項について、公表されないとの当局に対する信頼の下で作成・提出した業務方法書であり、当該情報が公になれば、今後、同社のみならず、他の金融商品取引業者においても、監督当局に対する提出書面の内容を詳細なものとはせず、空疎・曖昧なものにとどめたり、必要最低限度以上のことは記載しないなどといった非協力的ないし消極的な態度を取るおそれがあり、ひいては、監督当局が金融商品取引業者の実態把握を行うことを困難にし、金融商品取引業者に対する将来の監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

（ウ）したがって、本件文書2の不開示部分は、法5条6号柱書きにも該当する。

（2）本件文書1について

ア 審査請求人は、本件文書1のうち、法5条2号イに該当するとして不開示とした部分について不服を申し立てていることから、以下、この点につき検討する。

（ア）金融商品取引業の登録に当たっては、登録申請書及び添付書類のほかに、「概要書」と呼ばれる、登録申請者の概要や、行おうとす

る業務内容、収支の見込み、そのために整備する人的構成・組織体制等を詳細に記載した書面の提出を受けることが通例となっている。

概要書は、法令や監督指針に根拠付けられたものではないが、監督当局の円滑な登録審査に供するため、一般に公表されることはないことを当然の前提として、通例として金融商品取引業者より任意に提供を受けるものであり、その記載内容も、登録申請書記載事項と重複し公とされている部分を除けば、公にされることは前提となっていない。

本件文書1についても、公にされた事実は確認されておらず、本件不開示部分に記載されているメールアドレスや法人の概要、業務運営に関する情報、業務の内容・方法等に関する情報、組織等・内部管理体制に関する情報、事業内容やファンド組成状況等も公になっていない事実である。

(イ) また、本件不開示部分が公にされた場合、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、特定法人の法人格消滅という事実が確認されていない以上、その「おそれ」がなお法的保護に値することは上記(1)ア(イ)と同様である。

(ウ) 以上より、本件文書1の不開示部分を開示すると、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、法5条2号イに該当し、不開示とした原処分の判断は妥当である。

イ なお、本件文書1の不開示部分は、下記のとおり、法5条2号ロにも該当する。

(ア) 概要書は、金融商品取引業者の登録実務において、円滑な審査等に供するため、一般に公表されることはないことを当然の前提として、任意に提供を受けることが通例となっているものであるところ、本件文書1も、財務局の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供を受けたものである。

(イ) 本件不開示部分に記載されているメールアドレスや法人の概要、業務運営に関する情報、業務の内容・方法等に関する情報、組織等・内部管理体制に関する情報、事業内容やファンド組成状況は、いずれも当該金融商品取引業者の組織・経営方針に係る根幹部分を成すものであり、証券業界においても公にしないのが通常である。

(ウ) 以上より、本件文書1の不開示部分は、法5条2号ロにも該当する。

ウ さらに、本件文書1の不開示部分は、下記のとおり、法5条6号柱書きにも該当する。

金融商品取引業者は、概要書に記載した情報について、あくまで監督当局にのみ開示されるものであり、一般に公表されることはないこ

とを当然の前提として、積極的な情報提供を行っている。金融商品取引業者においては、自らが考案・構築していく企業秘密・ノウハウというべき業務プロセス、業務運営体制、組織体制、経営管理態勢、内部管理態勢等について、詳細が漏洩されないという信頼があるからこそ、そうした積極的な情報提供ができるのであって、監督当局においても、金融商品取引業者からの積極的な情報提供を受けることができるからこそ、金融商品取引業者に対する監督を実効的に行うことが可能となることは、上記（１）イ（イ）でも述べたとおりである。

本件文書１は、監督当局の要請を受けて、特定法人が、公表されないとの当局に対する信頼の下で作成・提出した概要書であり、当該情報が公になれば、今後、同社のみならず、他の金融商品取引業者においても、監督当局に対する提出書面の内容を詳細なものとはせず、空疎・曖昧なものにとどめたり、必要最低限度以上のことは記載しないなどといった非協力的ないし消極的な態度を取るおそれがあり、ひいては、監督当局が金融商品取引業者の実態把握を行うことを困難にし、金融商品取引業者に対する将来の監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件文書１の不開示部分は、法５条６号柱書きにも該当する。

５ 審査請求人の主張に対する反論

- （１）審査請求人は、法５条２号イ該当性の判断に当たって、特定法人が販売していた金融商品の内容、特定法人のファンドの状況、特定法人特定国Ａ本社及び日本支社の取締役ないし支店長等の主要な従業員は、登録取消及び特定財務局による公表により既に公知の事実のこととされているため、これらの情報が公開されることにより、特定法人の権利や競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められるとはいえない旨主張する。

しかしながら、特定法人が、特定年月日Ａ付けで、金融商品取引業の登録取消処分を受けた際、特定財務局により公表された内容は、特定法人の業務の運営状況等を検証したところ、①顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払に流用する行為等や、②金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為、③虚偽の内容の事業報告書を作成し、特定財務局長に提出する行為、④報告徴取命令に対する虚偽の報告があったという問題点が認められたというものであって、これをもって、ただちに本件不開示部分の内容が公になったと評価することはできない。したがって、審査請求人の主張に理由がない。

- （２）また、審査請求人は、特定法人が今後業務を行う可能性が皆無であり、

さらに、今後日本において第二種金融商品取引業者として業務をすることができない以上、特定法人が第二種金融商品取引業者としての登録申請をするために記載した本件対象文書の内容が公にされたとしても、特定法人の権利や競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められるとはいえないとも主張する。

しかし、特定法人の法人格消滅という事実が確認されていない以上、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは、なお法的保護に値することは、上記4（1）ア（イ）で述べたとおりである。

また、業務方法書や概要書は、金融商品取引業者において、あくまで監督当局にのみ提供するものであり、一般に公表されないことを当然の前提としている。このような情報提供者の信頼と期待や、当該情報が開示されることによる金融商品取引業者に対する将来の監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは、法的保護に値するというべきである。

したがって、審査請求人の上記主張には理由がない。

6 結語

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成29年12月20日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成30年1月17日 | 審議 |
| ④ | 同年4月25日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年5月10日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙の1に掲げる各文書を本件対象文書として特定し、別紙の2に掲げる部分につき、法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙の2に掲げる部分のうち、法5条2号イに該当することを理由に不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）を開示するよう求めているところ、諮問庁は、不開示事由に同条2号ロ及び6号柱書きを追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書を見分したところ、文書1の本件不開示部分には、申請担当者及び申請代理人の連絡先や法人の概要、業務運営に関する情報、業務の内容・方法等に関する情報、組織等・内部管理体制に関する情報、事業内容やファンド組成状況に関する情報が記載されていると認められる。また、文書2の本件不開示部分には、特定法人の業務運営に関する基本原則、業として行う金融商品取引行為の種類、取り扱う有価証券の種類等、業務執行及び業務分掌の方法並びに苦情の解決のための体制等法人の組織・運営方針に関する情報が記載されていると認められる。
- (2) 諮問庁は、本件不開示部分について、次のとおり説明する。

ア 文書1について

概要書は、法令や監督指針に根拠付けられたものではないが、監督当局の円滑な登録審査に供するため、一般に公表されることはないことを当然の前提として、通例として金融商品取引業者より任意に提供を受けるものであり、その記載内容も、登録申請書記載事項と重複し公とされている部分を除けば、公にされることは前提となっておらず、文書1について公にされた事実は確認されていない。

当該不開示部分には、特定法人の組織・経営方針に係る重要事項が記載されており、これらが公にされた場合、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、当該不開示部分は、法5条2号イに該当する。

イ 文書2について

金商法に基づき、登録申請書の記載事項は、金融商品取引業者登録簿へ登録され、公衆の縦覧に供される一方、業務方法書は、登録申請書の添付書類の一つではあるが、公衆の縦覧に供されることはなく、登録申請書記載事項と重複し公とされている部分を除けば、公にされることは前提となっておらず、文書2は公になっていない。

当該不開示部分が公にされた場合、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、当該不開示部分は、法5条2号イに該当する。

- (3) 別紙の3の「開示すべき部分」欄に掲げる部分について

そこで検討すると、本件不開示部分のうち、別紙の3の「開示すべき部分」欄に掲げる部分については、原処分で既に開示されている情報又はその他の公表されている情報と同一又は同種の情報（法令等により当然に記載することとされている事項を含む。）と認められ、仮に当該部分を公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれや、処分庁が行う監督事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、また、通例として公にしないこととされているものとも認められないことから、法5条2号イ及

び口並びに6号柱書きのいずれの不開示情報にも該当せず、開示すべきである。

(4) その余の部分について

原処分で法5条2号イに該当するとして不開示とされた部分のうち、別紙の3の「開示すべき部分」欄に掲げる部分を除く部分に記載された情報は、公にされた場合、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

なお、審査請求人は、特定法人は、特定年月Bに第二種金融商品取引業者としての登録を取り消され、現在、その財政状況は破綻しており、何らの業務も行われておらず、今後も業務を行う可能性は皆無に等しい旨主張しているところ、仮に審査請求人の主張する事情があったとしても、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないとは認められない。

以上のことから、当該部分については、法5条2号イの不開示情報に該当し、同条2号ロ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

原処分に係る開示決定通知書においては、文書1及び文書2の不開示部分につき、別紙の2のとおり、「(1)」ないし「(111)」の番号をもって特定しているところ、これは、開示実施文書のマスキング部分に付記された番号を示すものであると認められる。

不開示部分を上記のように特定したのは、不開示部分を具体的に指し示すための工夫であると理解できるが、それだけでは、開示請求者が開示実施文書を入手しない限り、いかなる部分が不開示とされたかを了知し得ないのであり、その点において、理由提示を必要とする行政手続法8条の趣旨に沿うとはいえない。

したがって、処分庁においては、今後の開示請求への対応に当たり、上記の点について留意すべきである。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号イ及び口並びに6号柱書きに該当することから不開示とすべきとしている部分のうち、別紙の3に掲げる部分以外の部分は、同条2号イに該当すると認められるので、同条2号ロ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の

3に掲げる部分は、同条2号イ及びロ並びに6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙

1 本件対象文書

文書1 特定法人から平成20年の登録申請時に提出のあった「新規・変更登録申請者（第二種金融商品取引業）の概要について」

文書2 特定法人から平成20年の登録申請時に提出のあった「業務方法書」

2 不開示部分

番号	対象文書	不開示部分	原処分時の不開示条項	追加された不開示条項
1	文書1	No.1ないしNo.22, No.26ないしNo.84及び No.91ないしNo.111	法5条2号イ	法5条2号口 法5条6号柱書き
2		No.23ないしNo.25及び No.85ないしNo.90	法5条1号	—
3	文書2	No.1ないしNo.13	法5条2号イ	法5条6号柱書き

3 開示すべき部分

番号	対象文書	枚目	開示すべき部分
1	文書1	1	23行目
2	文書1	2	8行目及び9行目
3	文書1	12	15行目
4	文書1	17	1行目及び2行目
5	文書1	19	1行目ないし5行目, 14行目, 16行目及び23行目1文字目ないし28文字目
6	文書1	43	2行目ないし17行目
7	文書1	44	1行目ないし2行目, 7行目及び14行目ないし15行目
8	文書1	45	18行目及び23行目
9	文書1	46	2行目, 13行目及び17行目

1 0	文書 1	5 1	1 行目ないし 1 4 行目, 1 8 行目, 2 1 行目及び 2 3 行目
1 1	文書 2	1	1 6 行目ないし 1 8 行目